

審査基準新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">審 査 基 準 令和4年5月13日作成</p>	<p style="text-align: center;">審 査 基 準 令和5年7月1日作成</p>
<p>法 令 名：道路交通法</p>	<p>法 令 名：道路交通法</p>
<p>根 拠 条 項：第84条第1項</p>	<p>根 拠 条 項：第84条第1項</p>
<p>処 分 の 概 要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）</p>	<p>処 分 の 概 要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）</p>
<p>原権者（委任先）：福岡県公安委員会（免許の保留については、福岡県警察本部長）</p>	<p>原権者（委任先）：福岡県公安委員会（免許の保留については、福岡県警察本部長）</p>
<p>法 令 の 定 め：道路交通法第88条（免許の欠格事由）、第90条第1項、第2項及び第13項（免許の拒否等）、第90条の2第1項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第96条（受験資格）、第96条の2（受験資格）、第96条の3（受験資格）</p> <p>道路交通法施行令第32条の7（19歳から大型免許等を受けることができる者）、第32条の8（19歳から中型免許等を受けることができる者）、第33条（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2の2（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第33条の5の2（仮運転免許の拒否の基準）、第33条の5の3（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第34</p>	<p>法 令 の 定 め：道路交通法第88条（免許の欠格事由）、第90条第1項、第2項及び第13項（免許の拒否等）、第90条の2第1項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第96条（受験資格）、第96条の2（受験資格）、第96条の3（受験資格）</p> <p>道路交通法施行令第32条の7（19歳から大型免許等を受けることができる者）、第32条の8（19歳から中型免許等を受けることができる者）、第33条（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2の2（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第33条の5の2（仮運転免許の拒否の基準）、第33条の5の3（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第34</p>

条 (受験資格の特例)、第 34 条の 2 (受験資格の特例)
<p>審査基準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行う場合の基準は別紙 1 のとおり。</p> <p>点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙 2 に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙 2 のとおり。</p>
<p>標準処理期間：即日</p> <p>免許を拒否又は保留する場合は 10 日 (免許を保留する場合で、即時弁明を希望する場合は即日)</p>
申請先：自動車運転免許試験場
<p>問い合わせ先：警察本部運転免許試験課安全運転相談係 (092-565-9493内601)</p> <p>保留処分の内容については、警察本部運転免許管理課 (092-641-4141 内5323、5325)</p>
備考：

別紙 1

1～10 (略)

別紙 2

第 1 運転免許の効力の停止等の処分量定基準

- 1 点数制度による運転免許の効力の停止等の処分の基本量定 (4 に規定するものを除く。)
  - (1) (略)
  - (2) 免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は 6 月を超えない範囲内の期間の自動車及び**原動機付自転車**(以下「自動車等」という。)の運転の禁止の基準 (令第 33 条の 2、第 33 条の 3 又は第 40 条) に該当する者

条 (受験資格の特例)、第 34 条の 2 (受験資格の特例)
<p>審査基準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行う場合の基準は別紙 1 のとおり。</p> <p>点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙 2 に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙 2 のとおり。</p>
<p>標準処理期間：即日</p> <p>免許を拒否又は保留する場合は 10 日 (免許を保留する場合で、即時弁明を希望する場合は即日)</p>
申請先：自動車運転免許試験場
<p>問い合わせ先：警察本部運転免許試験課安全運転相談係 (092-565-9493内601)</p> <p>保留処分の内容については、警察本部運転免許管理課 (092-641-4141 内5323、5325)</p>
備考：

別紙 1

1～10 (略)

別紙 2

第 1 運転免許の効力の停止等の処分量定基準

- 1 点数制度による運転免許の効力の停止等の処分の基本量定 (4 に規定するものを除く。)
  - (1) (略)
  - (2) 免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は 6 月を超えない範囲内の期間の自動車及び**一般原動機付自転車**(以下「自動車等」という。)の運転の禁止の基準 (令第 33 条の 2、第 33 条の 3 又は第 40 条) に該当する者

前記(1)に掲げる期間は、免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定について準用する。

なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（運転免許試験に合格した者で、当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者又は国際運転免許証若しくは外国免許証を現に所持している者（以下「他免許等既得者」という。）を除く。）については、前記(1)に掲げる期間から、当該処分の理由となった一般違反行為をした日（令第33条の2第4項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とするものとする。

2～6 （略）

第2～第3 （略）

前記(1)に掲げる期間は、免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定について準用する。

なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（運転免許試験に合格した者で、当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者又は国際運転免許証若しくは外国免許証を現に所持している者（以下「他免許等既得者」という。）を除く。）については、前記(1)に掲げる期間から、当該処分の理由となった一般違反行為をした日（令第33条の2第4項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とするものとする。

2～6 （略）

第2～第3 （略）